

特化則 2015(H27)/9/17 厚労省令141号

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

		1類	2類	特定2類	特別有機	オーラミン等	クロロホルム等	特定2類等	管理2類	3類	3類等	特別管理	臭化メチル等	クロム酸等
一 第一類物質	1 ジクロロベンジジン及びその塩	●										●		
	2 アルファ - ナフチルアミン及びその塩	●										●		
	3 塩素化ビフェニル（別名PCB）	●												
	4 オルト - トリジン及びその塩	●										●		
	5 ジアニシジン及びその塩	●										●		
	6 ベリリウム及びその化合物	●										●		
	7 ベンゾトリクロリド	●										●		
	8 1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するもの）	●										●		
二 第二类物質	1 アクリルアミド		●	●				●			●			
	2 アクリロニトリル		●	●				●			●			
	3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る）		●						●					
	3の2 インジウム化合物		●						●			●		
	3の3 エチルベンゼン		●		●							●		
	4 エチレンイミン		●	●				●			●	●		
	5 エチレンオキシド		●	●				●			●	●	●	
	6 塩化ビニル		●	●				●			●	●		
	7 塩素		●	●				●			●			
	8 オーラミン		●			●		●				●		
	9 オルト - フタロジニトリル		●						●					
	10 カドミウム及びその化合物		●						●					
	11 クロム酸及びその塩		●						●			●		●
	11の2 クロロホルム		●		●		●					●		
	12 クロロメチルメチルエーテル		●	●				●			●	●		
	13 五酸化バナジウム		●						●			●		
	13の2 コバルト及びその無機化合物		●						●			●		
	14 コールタール		●						●			●		
15 酸化プロピレン		●	●				●			●	●	●		
16 シアン化カリウム		●						●						
17 シアン化水素		●	●					●		●		●		
18 シアン化ナトリウム		●						●						
18の2 四塩化炭素		●			●		●				●			
18の3 一・四 - ジオキサン		●			●		●				●			

18の4 一・ニ - ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	●		●		●				●		
19 三・三' - ジクロロ - 四・四' - ジアミノジフェニルメタン	●	●				●			●	●	
19の2 一・ニ - ジクロロプロパン	●		●						●		
19の3 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	●		●		●				●		
19の4 ジメチル - ニ・ニ - ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	●	●				●			●	●	
19の5 一・一 - ジメチルヒドラジン	●	●				●			●	●	
20 臭化メチル	●	●				●			●		●
21 重クロム酸及びその	●						●			●	●
22 水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	●						●				
22の2 スチレン	●		●		●					●	
22の3 一・一・ニ・ニ - テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	●		●		●					●	
22の4 テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	●		●		●					●	
22の5 トリクロロエチレン	●		●		●					●	
23 トリレンジイソシアネート	●	●				●			●		
23の2 ナフタレン	●	●				●				●	
23の3 ニツケル化合物 (24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)	●						●			●	
24 ニツケルカルボニル	●	●				●			●	●	
25 ニトログリコール	●						●				
26 パラ - ジメチルアミノアゾベンゼン	●	●				●			●	●	
27 パラ - ニトロクロルベンゼン	●	●				●			●		
27の2 砒(ひ)素及びその化合物 (アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除	●						●			●	
28 弗(ふつ)化水素	●	●				●			●		
29 ベータ - プロピオラクトン	●	●				●			●	●	
30 ベンゼン	●	●				●			●	●	
31 ベンタクロルフエノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩	●						●				
31の2 ホルムアルデヒド	●	●				●			●	●	●
32 マゼンタ	●			●		●				●	
33 マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	●						●				
33の2 メチルイソブチルケトン	●		●		●					●	
34 沃(よう)化メチル	●	●				●			●		

